

## 第7章

# ラテンアメリカ諸国の特許法の発展と変容

——メキシコ法の事例を手がかりとして——

### 序

ラテンアメリカ諸国の大部分は19世紀前半に独立し立法事業に着手した。これらの諸国において特許法は、現在の先進国とほぼ同じ時期に、または少し遅れて制定された。

ラテンアメリカ NIEs といわれるアルゼンチン、ブラジル、メキシコやアンデス・グループ（ボリビア、チリ=1976年脱退、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）では、最初の特許法は1883年の工業所有権に関するパリ条約（以下、パリ条約）発効前に制定されていた。ブラジルはパリ条約の最初の調印国の一つであり（エクアドルは1884年に加盟したが1886年脱退）、かつ、発展途上国として同条約の数回にわたる改正作業に参加してきた唯一の国である。メキシコ、アルゼンチンは後に同条約に加盟したが、アンデス・グループその他のラテンアメリカ諸国の大部分は今日に至るまで同条約に加盟していない（チリは1991年に加盟）。1958年の同条約リスボン改正会議の開催当時の加盟国数は47カ国にすぎず、約半数は先進国であった。1990年末には100カ国に達している<sup>(1)</sup>。したがって、現加盟国の3分の2以上は発展途上国である。このことは、多くの発展途上国が特許制度の重要性を認めた結果であるといえる。

けれども、1883年のパリ条約の成立から1958年のリスボン改正条約の成立までの同条約の数回にわたる改正は、特許権者の私的利益の保護に重きが置かれ、先進工業国に有利なものとなった。そこで、技術後進国である発展途上国は、UNCTAD（国連貿易開発会議）やWIPO（世界知的所有権機関）の場において従来の国際特許制度を発展途上国の立場から国際的に再検討することを要請した。すなわち、特許保護の私的利益を弱め公的利益を重視し、発展途上国の経済発展に寄与するような国際特許制度の確立が求められた。

ラテンアメリカ NIEs やアンデス諸国は、1960年代の後半から70年代の半ばにかけて、特許法の改正を行った。これらの国の特許法改正の理念は、発展途上国の特許法制定や改正、また、国際レベルではパリ条約の改正案やBIRPI（WIPOの前身）による発明に関する発展途上国のためのモデル法の改正に強い影響を与えた。

現在、特許制度に関する多国間協議の場で多くの発展途上国が参加しているのは、WIPOとGATT（関税貿易一般協定）である。WIPOではパリ条約改正交渉が行き詰まり状態のまま、発明の保護のための法律条文の調和に関する条約案（以下、特許制度調和条約案）が検討されている。GATT・TRIP（知的所有権の貿易関連側面）交渉では、知的所有権の保護規範と権利の執行に関する国際ルール作成のため具体案の検討がされている（1990年12月に同案の合意内容が公表される予定であったが、最終合意には至っていない）。

WIPOの特許制度調和条約案やGATT・TRIP交渉の背景には、アメリカをはじめとする先進国の知的所有権保護強化政策があった。先進国間においてはこの政策協調の結果、特許法についても国際的調整が進展した。

アメリカは、自国の知的所有権政策を国際的に展開する上で、ラテンアメリカ NIEs やアンデス諸国に対しても、二国間交渉で知的所有権保護強化を強く要請した。このような状況のなかでこれらの国では、技術移転・発展政策の行詰まりもあって1980年代後半から1990年代の前半にかけて、特許法は新たな展開を見せはじめている。

メキシコは保護主義から貿易自由化に踏み切り、1986年にGATTに加盟

すると同時に、革新的な規定をもつ1976年法を改正し、1987年法を施行した。しかし、この改正はアメリカから見ればかなり不十分なものであった。1987年に米墨貿易・投資通商交渉枠組協定が締結され、そこで即時行動計画として合意された事項に、技術移転および知的所有権を含ませた。このような二国間交渉を契機として1987年法は再検討され、先進国法に近い1991年法が成立した。1987年法と1991年法の改正の方向は、近時のメキシコのマクロ経済政策に沿った技術開発計画や知的所有権保護強化の国際的動向に適合させようとするものであったといえよう。

メキシコ以外にも、チリは1991年に特許法改正を行った。ブラジル<sup>(2)</sup>、ベネズエラ<sup>(3)</sup>では特許法改正案が議会で審議中である。これらの法(案)の主な改正点は、特許対象とならない発明の範囲の縮小(特に医薬特許を認めること)、特許の存続期間の延長、特許発明の不実施に対する制裁措置を弱めること(特に強制実施権の設定を経ないで特許権の失効を認めないこと)、などである。また、アンデス・グループの共通特許法(カルタヘナ委員会決定第85号)に対しても改正案の検討がなされているが、まだ、カルタヘナ委員会が新しい工業所有権に関する協定を審議する段階には至っていない<sup>(4)</sup>。これらの特許法改正の動きは、従来の特許法に代えて、先進国法ないし特許制度調和条約(案)との国際的調整を図ろうとするものである。

本稿では、まず、WIPO、GATTにおける特許制度の国際的調和ないし調整問題に留意しつつ、ラテンアメリカ諸国の改正特許法の特徴を概観し、次に革新的な規定をもつメキシコの1976年特許法を中心にメキシコ特許法の変容を考察し、ラテンアメリカ諸国の特許法のあり方を探ろうとするものである。

## I 国際特許制度の再検討——パリ条約の改正の要請

ラテンアメリカ諸国は、先進工業国の多くとはほぼ同時期に特許制度を導入していた(表1参照)。この特許制度を利用して外国企業、特に多国籍企業は、これらの国において多くの技術を独占していた。そのうえ、取得した特許技術はほとんどこれらの国で製品を製造するためには利用されず、特許権は、もっぱら、特許製品を輸入するために使用されてきた<sup>(5)</sup>。また、特許技術の実施許諾契約が行われた場合であっても、特許権の濫用とみなされるような制限的条項が当該契約に含まれ、特許実施権者の立場は不利なものとなっていた。

ラテンアメリカ諸国では発明者の権利の保護は憲法上保障されており、特許法は一方において、特許権者に発明を公開する代償として、特許発明を実施する排他的権利を付与している。しかし、他方において、特許権者の義務として特許が付与された国において特許発明を実施すべきである旨を定めている。特許発明の実施義務については、パリ条約の成立の当初からこの義務を制限しようとする動きがあった。というのは、特許法制定の初期の段階にはフランスその他の国の法律において特許は自国の産業の発展および新産業の創造を奨励するために付与されるものであるから、その付与された国において実施されるべきであると考えられており、その特許権者による特許製品の輸入は認められていなかったからである。このような輸入行為は、たとえば、1844年フランス特許法では特許権の喪失を伴うと定められていた<sup>(6)</sup>。このような厳しい規定に対して、パリ条約の最初の正文では実施義務について次のように定められ、輸入行為に対する権利失効規定は採用されなかった。

第5条第1項：特許は、特許権者がその特許を取得した国にいずれかの同盟国で製造されたその特許に係る物を輸入する場合にも効力を失わな

い。

同第2項：特許権者は、特許に係る物を輸入した国の法律によってその特許を実施する義務を有する。

特許発明の実施の定義は各国法の規定に委ねられているが、「実施」とは、物の生産において特許発明を実際に使用することであり、特許製品や特許方法により製造された製品の輸入または販売のみでは、一般的には「実施」とはみなされていない<sup>(7)</sup>。とはいえ、特許が付与されたすべての国において、同一発明の実施を直ちにするように特許権者に要求することは不可能に近い。そのため、特許発明の実施義務の規定はパリ条約の数回にわたる改正を通じて緩和されてきた。

パリ条約の最初の正文における「実施義務」の規定（第5条第2項）は、不実施に対する強制実施権の許与の規定に代えられ（1925年ヘーグ条約で改正）、特許権の失効の規定は強制実施権の許与から2年後に限り設けることができることとされた（1934年ロンドン条約で改正）。また、強制実施権許与の措置は、特許付与日から3年（出願日から4年）の期間が経過し、かつ、特許権者がその不実施について正当な理由がない場合を除いてはそれをとることができない（1958年リスボン改正条約）。このように、特許付与日から一定期間内に発明を実施する義務は緩和されてきた<sup>(8)</sup>。

実施義務の緩和は、多くの国で特許を取得して技術を独占する多国籍企業を利することとなった。なぜなら、多国籍企業は経営的観点からみて最も有利な条件で特許製品を製造できる国で特許発明を実施して、特許を取得したその他の国へそれらの製品を独占的に輸入するために特許制度を利用することができたからである。

すなわち、ラテンアメリカ諸国において多国籍企業は、第三者に特許技術を利用させないために防衛的に特許を取得し、さらに、輸出市場として確保するために特許制度を利用してきた。このような特許制度の利用のされ方は、ラテンアメリカ諸国のこの制度に対する期待——新技術の導入と技術移転

—に应えるものではなかった。

また、このような特許制度の利用を可能とさせるパリ条約を中心とする国際特許制度に対して、これらの諸国はその国際的再検討を要請した。この要請の端緒となったのは、次の1961年ブラジル・コロンビア提案であった。

ブラジルとコロンビアは、1961年の第16回国連総会において「発展途上国への技術移転における特許の役割」と題する共同決議案を提出し、採択された。この提案は、従来の特許制度が発展途上国の技術の発展を妨げ、かつ、外国特許に対する実施料の支払いが、発展途上国の乏しい外貨事情に過重な負担を課していることを指摘し、従来の特許制度を発展途上国の立場から国際的に再検討すべきことを要請したものである<sup>(9)</sup>。この要請が端緒となって、パリ条約改正問題へと発展していった。

上記のブラジル、コロンビア提案の背景には、ラテンアメリカ諸国の技術進歩の遅れがあった。このため、主要国は、1950年代後半に重化学工業化を本格的に推進するにあたり、外国技術への依存が一層顕著となった。外国技術の導入は通常外国企業、特に多国籍企業の直接投資を通じて行われた。1960年代に入り、ラテンアメリカでは技術の重要性が認識されるようになるとともに、外国技術への過度の依存を変更しようとする動きがみられた<sup>10)</sup>。しかし、国内技術発展の遅れを取りもどす政策は、ラテンアメリカ諸国が本格的に自主技術開発重視の技術政策を採用するというものではなく、外国技術の導入管理政策の実施というものであった。これは、工業化に必要な技術を主体的に決定し、外国技術の国内化を推進する政策でもあった。このため、特許法により技術の独占を許容するとしても、特許技術に関してもまず実施を促進させるような政策を必要とした。

このような政策を実施するために、ラテンアメリカ NIEs やアンデス諸国においては、技術移転法の制定や特許法の改正がなされた。改正された特許法で示される特許発明の自国内での実施の理念は、パリ条約の発展の方向と逆行するものであった。すなわち、パリ条約では特許の対象などの実体規定については各国の国内法に委ねられているが、特許権者に課せられる特許

発明の実施義務や不実施に対する制裁については、前述のように、パリ条約の過去数回の改正により、同条約の規定（第5条）は大幅に緩和されてきた。

このようなパリ条約の改正の方向に対し、技術後進国であるラテンアメリカ諸国は、特許発明の自国内での実施義務の強化、不実施に対する制裁措置の強化のために詳細な規定を定めた。ラテンアメリカ諸国では自国の社会・経済発展にとって重要な特許技術の所有者の多くは外国人であったから、先進工業国よりも一層、国内で特許発明の実施を確保する法制を必要としたといえる。

ラテンアメリカ諸国の「実施義務」の理念は、今回のパリ条約改正案に反映され、発展途上国のみにも適用される特別規定として特許発明の不実施に対する制裁措置をより強化する内容で、一応の合意がみられた（パリ条約改正のための1981年第2期外交会議におけるこの一応の合意案は、今日に至るまで最終合意に達していない<sup>(11)</sup>）。

なお、国際条約への加盟状況は次のとおりである。

WIPO 設立条約への発展途上国の加盟国数は年々増えてきており、1991年1月1日現在の加盟国数は125となっている。一方、パリ条約の加盟国数は同年現在100で、この10年間に10カ国ぐらしか増えていない。ラテンアメリカ諸国は現行のパリ条約には批判的で、多くの国が加盟していない。しかし、1991年にはチリが同条約に加盟しており、特許法の改正の進展とともに加盟する国が増えると思われる。GATT への加盟国数はパリ条約より多い。

これらの3条約への加盟国は次のとおりである。なお、カッコ内は加盟年である。

パリ条約、WIPO 設立条約、GATT の加盟国は、アルゼンチン（1967, 1980, 1967）、ブラジル（1884, 1975, 1947）、メキシコ（1903, 1975, 1986）（エクアドルはパリ条約に1884年に加盟、1886年に脱退）。

WIPO 設立条約、GATT の加盟国は、コロンビア（1980, 1979）、ペルー（1980, 1951）。

WIPO 設立条約のみの加盟国は、ベネズエラ (1984)、エクアドル (1988)。ボリビアはどの条約にも加盟していない。

## II ラテンアメリカ諸国の改正特許法の特徴

### ——ラテンアメリカ NIEs とアンデス・グループ

ブラジル、コロンビア、メキシコなどのラテンアメリカ諸国は、前述のように、技術移転における特許制度の役割に留意して1960年代の後半から1970年代の半ばにかけて特許法の改正を行った。まず、ブラジルは、1967年、1969年、1971年の3回にわたる改正法を通じて現行法である1971年工業所有権法典を制定した。次いで、コロンビアが1971年に商法典に含まれる工業所有権に関する規定を改正した。また、ペルーも1971年に産業法にもとづく規則（工業所有権に関する規則）を改正した。これら両国の法律はアンデス・グループの1974年共通特許法（工業所有権に関する規定の適用のための規則）に影響を与えている。さらに、メキシコは1976年に発明証制度を採用するなどして革新的な規定をもつ発明・商標法を制定した。メキシコの1976年法は1987年と1991年に改正されているが、ここでは1976年法について述べる。メキシコ法以外は現行法である（本稿では以下正式名ではなく特許法という）。

これらの改正法の重点ないし特徴は、特許権者の権限を縮小し、特許発明の国内での実施促進を強化しようとするものであった。これは、自国の社会・経済発展や産業発展に適合した内容をもつこと、すなわち、国際的調整よりも自国の利益を優先して特許法の改正を行おうとしたためであった。具体的には次のような事項において特徴がみられる；特許発明の実施（実施の義務、定義、報告、輸入行為）、排他的権利と輸入行為、不実施に対する制裁措置（強制実施権許与、特許権の失効、存続期間の短縮）、公共の利益のための利用、特許対象とならない発明の範囲の拡大、短い特許存続期間、特許を含む技術移転契約の審査・登録の明記。



なお、技術移転の観点から特許法を検討する場合には、特許権の濫用に対して適用される法規全般について述べる必要がある。しかし、ここでは特許権の消極的濫用、すなわち特許発明の不実施に対して適用される特許法の規定のみについて述べる。特許権の積極的濫用、すなわち、特許権の正当な権利の範囲を逸脱する行為を規制する技術移転規制法については、他稿に譲ることとする。

上記の項目に従って改正特許法の特徴を概観するが、ここでは、アルゼンチン、ブラジル、メキシコの特許法と、アンデス・グループの共通特許法を中心に述べる。しかし、コロンビア、エクアドルおよびペルーは、カルタヘナ委員会決定第85号を批准してその規定は国内法に統合されているが、ボリビアおよびベネズエラは同決定を批准していない。したがって、必要な場合には両国法に言及する（各国法の条番号は第1表を参照）。

### 1. 特許発明の実施（実施の定義、義務、報告、輸入行為、排他的権利）

特許は特許権者に特許発明を実施する（*explotar*）<sup>12</sup>排他的権利を付与するものである。特許発明の実施の定義はブラジル法、メキシコ法および共通特許法に定められている。また、アルゼンチンでは最高裁判所の判例で実施の定義が示されている<sup>13</sup>。

これらの各国法の実施の定義は多少異なっている。しかし、特許発明の実施とは、特許された物の製造または特許方法の使用であるが、それらの行為は商業的規模で、規則的かつ永続的であることを要する。したがって、特許された物または特許方法で製造された物の輸入または販売だけでは特許発明の実施とはいえない。

このことから、特許発明の不実施に対する強制実施権の許与との関係では、輸入行為は実施を構成しないことになるが、特許の排他的権利との関係では、輸入に対する解釈は曖昧である。というのは、メキシコ法、共通特許法、アルゼンチン法の判例<sup>14</sup>において特許は特許製品または特許方法に従って製造

表1 ラテンアメリカ諸国の

項目 国名 (独立年)	特許法 <sup>(1)</sup> (最初の制定年)	特許対象とならない 発明(飲食物、 医薬、化学物質)	特許発明の実施			
			実施義務	実施定義	実施報告	輸入行為
アンゼンチン (1816)	1864~1957 (1864)	医薬組成物(4条)	2年以内 (47条)	(判例)		
ブラジル (1822)	1971 (1830)	医薬、栄養上または 化学製薬上の物質 (方法特許含む)、 化学物質(9条)	3年以内 (33条)	有(52条)	請求による (33条)	実施とみなさない (33条)
メキシコ (1821)	1976 (1832)	飲食物、医薬、化学物質 (方法特許を含む、ただし、 発明証より保護) (10条)	義務明記 (41条) 3年以内	有(43条)	実施開始から2か月以内 (42, 43条)	同上 (43条)
決定85号 (共通特許法)	1974	飲食物、医薬、活性治療用物質(5条)、 国の発展を阻害する発明	義務明記 (30条) 3年以内	有(31条)	3年以内に実施開始通知 (30条)	
コロンビア (1810)	1978(85号 採択)(1869年)	5条	30条	31条	30条	
エクアドル (1811)	1977(85号 採択)(1890)	5条	30条	31条	30条	
ペルー (1821)	1979(85号 採択)(1869)	5条	30条	31条	30条	
ボリビア (1825)	1916~70 (1858)	飲食物、医薬、化学組成物(3条)	2年以内 (51条)			
ベネズエラ (1811)	1955 (1878)	飲食物、医薬(化学製剤含む)(15条)	2年以内 (17条)			

(注) (1) メキシコ以外は現行法。メキシコの現行法は1991年法、ブラジルとベネズエラ(出所) 各国の特許法または文献〔17〕各国法概説。

(参考) 先進国の最初の特許法制定年：イギリス1623年(独占条例)、アメリカ1790年、年、ポルトガル1852年、ドイツ1877年、日本1885年。

特許制度の概要

特許発明の不実施に対する制裁			公共の利益のための特許利用		存続期間(起算日)	排他的権利の制限	憲法上の発明者の権利の保護(現行法制定年)
強制実施権	権利失効	存続期間短縮	実施権	収用			
	2年(付与日) 2年以上の中断(49条)				5, 10, 15年(付与日) (5条)	医薬方法特許に対する輸入制限(判例)	17条(1853)
3年(付与日), 1年以上の実施中断(33条)	4年(付与日)または5年(強制実施権許与), 2年以上の実施中断(49条)			国家利益, 安全保障(39条)	15年(出願日)(24条)		5条29号(1988)
3年(付与日), 6カ月以上の実施中断(50条) 情報提供義務(57条)	4年(48条) 実施開始または強制実施権申請なし		公衆衛生, 国防その他の公益(56条)	公益上, 国防上(63, 64条)	10年(付与日)	輸入する権利を付与しない(37条)	28条(1917)
3年(付与日), 1年以上の実施中断(34条)		5年(実施証明がないとき)(29条)	公衆衛生, 国家開発ニーズ(39条)		10年(付与日)(29条)	輸入する権利を付与しない(28条)	(改正案検討中)
34条		29条	39条		29条	28条	61条(1991)
34条		29条	39条		29条	28条	147条(1971)
34条		29条	39条		29条	28条	129条(1980)
2年(付与日)(42条)	2年(付与日)(2年以内延長可) 1年以上の中断(63条)			国益, 公益(16条)	5, 10, 15年(付与日)(59条)		
	2年(付与日) 2年以上の中断(17条)				5, 10年(付与日)(9条)		100条(1972~83)

エラでは改正法案が議会上へ程されている。空欄は規定なし。

フランス1791年, オーストリア1810年, ロシア1812年, オランダ1817年, スペイン1826

された物を輸入する排他的権利を特許権者に与えるものではないと規定しているからである。この規定では、特許が付与された国における特許発明の実施の有無に関係なく、特許権者には第三者による第三国からの特許製品の輸入を排除する権利が与えられていないのかという点については明確にされていない。なお、ブラジル、ボリビア、ベネズエラ各法ではこのような規定は設けられていない。

この規定の解釈については、共通特許法についていえば（メキシコ法も同様と考えられるが）、次の二つに大別される。

一つの見解は、この規定は第三国から（その国で物の特許または方法の特許が付与されていると否とにかかわらず）特許製品の第三者による輸入を妨げるいかなる権利をも特許権者が有するものではないという意味に解すべきであるとする<sup>15)</sup>。この見解は、従来の特許法の規定が特許製品の輸入独占のみに利用され、その国で実施されてこなかったことなどによる特許権の濫用を防止すべきであるという認識にもとづいている。

他の見解は、生産に従事すべき義務との関連において体系的に上記の規定（28条2項）を解釈するものとし、基本的には特許は製造するために排他的権利が付与されている。しかしながら、特許付与から生産開始まで3年間の猶予が与えられており、この間、特許権者はなんら制限を受けずに第三者による特許製品の輸入を阻止できる（特許権者自身によるその輸入行為の有無にかかわらず）とされる（共30条1項a）。3年後においては、特許発明が実施されている場合には前記と同じくその輸入を阻止できると解されるべきである。共通特許法の主目的の一つは特許発明が加盟各国で「実施」されること——発展または技術政策の手段として特許発明を利用すること——であるといえるから、「実施」されている場合には当然特許権者は第三者による特許製品の輸入に対して保護されるべきであろう<sup>16)</sup>。

このような輸入独占と特許発明の実施との関連を明確にするために、WIPOの発明に関する発展途上国のためのモデル法<sup>17)</sup>では、特許発明の実施と利用の二つの行為の内容を分けて定めている（同法134, 135条）。この利用

行為には特許によって保護される物を製造することの他、輸入、販売することも含まれている。したがって、第三者によるこれらの行為の特許権者は排除できることになる。また、実施に対する考え方は上記に述べたことと同様である。特許権者が特許によって保護された物の輸入のみを行いその国で特許発明を実施しない場合には、モデル法は、特許権者に対する適切な制裁措置（たとえば、不実施に対する非自発的実施権の設定、特許存続期間の不延長）を定めることによって特許権者による輸入独占から生ずる弊害<sup>18)</sup>を阻止できるとしている（同法135条注釈d）。

特許発明の実施義務に関して、モデル法は、特許権者は特許が付与された国で一定期間内に特許発明を実施する義務を有すると定めている（135条2項iii）。メキシコ法と共通特許法は、モデル法と同じように実施義務を明記している。しかし、アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、ベネズエラの各法には、この規定はないが、各国法とも特許発明の不実施に対する制裁措置として強制実施権の許与または特許権の失効の規定を設けているので、実質的には特許権者に実施義務を課しているといえる。

特許発明の実施開始義務を特許付与日（特許証発行日）から3年以内と定めているのは、メキシコ法、共通特許法、ブラジル法である。アルゼンチン、ボリビア（2年以内の延長可能）、ベネズエラの各法では、特許付与日から2年以内と規定している。

この実施義務の規定と関連して実施報告を義務付けているのは、メキシコ法と共通特許法である。前者では、実施開始の事実を証明するためにそれを確認しうる証拠またはその他の資料を提出しなければならないと定めている。後者では、実施開始通知を怠ると強制実施権許与のためにはその実施は開始されなかったものと推定される<sup>19)</sup>という一層厳しい規定を設けている。なお、ブラジル法は請求されたときには実施証明の義務があるとしている。

## 2. 特許発明の不実施に対する制裁措置

特許発明の不実施に対する制裁として、強制実施権の許与、特許権の取消し（権利の失効）、特許存続期間の短縮（最長期間認めず）とが定められている。ブラジル法、メキシコ法とボリビア法は前二者の規定を設けている。共通特許法は権利の失効規定を除く二者を、アルゼンチンとベネズエラの各法は失効の規定のみを定めている。

### (1) 強制実施権の許与

強制実施権は不実施または不実施とみなされる行為に対して特許付与日から3年後に許与される。

特許発明の不実施には実施後のその中断も含まれる。その期間はメキシコ法では連続6カ月以上、ブラジル法と共通特許法では1年以上と定めている。この規定のほかにこれらの3法は不実施にみなされる次のような規定を設けているが、名目的な実施は排除される。

ブラジル法では、

特許発明の実際の実施が市場の需要を満たしていないこと、

メキシコ法では、

a 特許発明の実施が国内市場の需要を満たしていないこと、

b 輸出市場が特許発明の実施によって満たされておらず、かつ、輸出目的のために特許発明の実施に関心を示す者がいること、

共通特許法では、

a その実施が量、質または価格に関して合理的な条件で国内市場の需要を満たしていないこと、

b 量、質または価格に関して特許実施権者が国内市場の需要を満たすことができるような合理的条件で特許権者が実施許諾を与えていないこと

を定めている。

強制実施権の許与を免れるために、特許権者は、特許発明の不実施につき

不可抗力その他の正当な理由を述べる機会が与えられる。ブラジル法と共通特許法にはこの規定は設けられている。しかし、メキシコ法にはこれは明記されていないが、実務上は正当な理由を述べる機会が与えられている<sup>20)</sup>。

不実施とみなされる場合においては、メキシコ法は上述のa項とb項に関して特許権者にそれを是正する機会を与えている。一方、共通特許法は特許付与後5年後のことであるが、特許発明が国内で実施されていないこと以外の事項に対して、厳しい規定を設けている。すなわち、実施の中断および上述のa項とb項のいずれの場合にも、その事実を証明することなしに強制実施権は許与されうる。この規定は、特許の存続期間(後述)が5年間延長された場合にも適用される。

なお、強制実施権者<sup>21)</sup>が一定期間内にその実施を怠るときは、上記の3法では強制実施権は取り消されると定められている。

強制実施権の許与に対する実施料その他の条件は技術移転法によって規制されるが、この決定に対しては不服申立をすることができる。

強制実施権の許与手続についてはメキシコ法は詳細な規定を設けている。共通特許法とブラジル法にない規定であるが、メキシコ法は特許発明の実施のための情報提供義務を規定している。この義務を怠るときは特許権は取り消される(後述)

## (2) 特許権の取消し(権利の失効)

特許発明が特許付与日から一定期間内に実施されないか、または中断されたときは特許権は失効する。

ブラジル法とメキシコ法では4年以内、アルゼンチン、ボリビア、ベネズエラの各法では2年以内の実施がなかったとき、またはメキシコ法とボリビア法を除き2年間その実施が中断されたときは、特許権は失効するとされた。ボリビア法では中断期間は1年とされ、メキシコ法にはこの規定はない。また、ブラジル法では強制実施権が許与された場合には特許付与日から5年以内に実施がないとき、メキシコ法では4年以内に強制実施権の許与の請求が

ないときも、特許権は失効するとされた。

アルゼンチン、ブラジル、メキシコはパリ条約の加盟国である。現行のパリ条約（5条A第3項）では、最初の強制実施権の設定から2年経過する前には特許権の取消しのための手続は開始されないと定めているので、強制実施権の設定を経ないこれらの法律の規定はパリ条約に抵触している。また、WIPOのモデル法では、不実施に対する制裁としては強制実施権の設定または特許存続期間の延長を認めないことで十分であるとし、その取消しの規定は設けられていない。多くの場合、取消措置は特許発明の実施の促進に結びつかないと思われるからである<sup>22)</sup>。

なお、メキシコ法は発明証制度を設けている。発明証の場合には国内で発明の実施義務が課せられていない。したがって、その不実施に対する強制実施権または権利の失効に関する規定はこの制度にはない。

### 3. 公共の利益のための特許発明の利用

公共の利益のための特許発明の利用に対して、各国法は実施権の許与または収用規定を設けている。また、この利用に対しては対価または補償金の支払が定められている。

公共の利益の範囲は各国法上明確にはされていない。共通特許法では、特許発明が公衆衛生にかかわる場合、または国家開発がそれを必要とする場合には、加盟国政府はいつでもその強制実施権を許与できるとしている。メキシコ法では、公衆衛生、国防またはその他公益にかかる理由がある場合には、いつでも公益のための実施権の許与によって特許発明の利用がなされうると定めている。ブラジル法では実施権の設定ではなく、特許権の収用によって公益のための特許発明の利用を達成しようとしている。その収用は、国家利益のため特許発明の独占的实施が必要とされる場合、または国家安全保障のためにそれを必要とされる場合になされる。ベネズエラ法でも、特許発明が公益または国益にかかわる場合にはいつでも収用されうる。なお、メキシコ法では、公益上または国防上必要があるときは、特許権は収用されうるとし



ている。

WIPO のモデル法では、公共の利益のための特許発明の利用の範囲について、国家の安全、国民の栄養、健康またはその他国民経済の重要な部門の発展というように包括的に述べているのみで、その範囲は各国政府の判断に委ねている（同156条）。現行パリ条約にはこのような規定はないが、同改正案には同様の規定が設けられている（同改正案5条A8項）。

#### 4. 特許を受けることができない発明

ラテンアメリカ諸国の多くは、飲食物、医薬品、化学物質に対し特許を付与していない。これらを認めていない国は次のとおりであるが、医薬などの物質特許を認める方向にある（後述）。

- ・食品、医薬品、化学物質：ブラジル（ブラジル法では食品、医薬品に関する方法の発明も特許されない）、メキシコ（メキシコ法ではこれらの方法の特許の代りに発明証により保護される）、ボリビア。
- ・食品、医薬品：コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ。
- ・医薬品：アルゼンチン。

共通特許法では、各加盟国の発展に影響をおよぼす発明（Las invenciones que afecten el desarrollo）、または政府より特許性が排除された方法もしくは物に対しては、特許が付与されないという規定を設けている。前者の「発展に影響をおよぼす発明」という文言は、さきに述べた特許権の収用規定という国益にかかる発明と同様に不明確な規定である<sup>23</sup>。

#### 5. 特許の存続期間

ラテンアメリカ諸国の各国法における特許の存続期間は短い。特に、共通特許法の定める期間は短い。しかし、ブラジル法改正案や現行メキシコ法にみられるように、特許の存続期間は延長の方向にあると思われる。

アルゼンチン法では、特許の存続期間は当該発明の価値および出願人の希望に従い、5年、10年、15年とされる。ブラジル法では特許出願日から15年、

メキシコ法では特許証発行日から10年である。共通特許法では特許付与日から最長10年である。しかし、まず5年間付与され、特許発明の実施が証明された場合のみ5年延長される。

なお、ボリビア法では、出願人の選択により、5年、10年、15年とすることができる。また、ベネズエラ法では、5年または10年である。

WIPOのモデル法では、特許出願日から15年とされる。ただし、特許発明の実施が立証される場合またはその不実施を正当化する事情が認められる場合には、5年間の延長ができるものとする(同法138条)。

なお、アルゼンチン法、ボリビア法、ベネズエラ法では、確認特許(外国ですでに特許権を取得している場合に当該国で確認処分を受けた外国特許)制度を設けている。この特許の存続期間は対応する外国特許の残存期間である。しかし、アルゼンチン法では最長10年、ボリビア法では15年、ベネズエラ法ではその残存期間である。ベネズエラ法にはこの他に導入特許があり、その残存期間は5年である<sup>24)</sup>。

## 6. 特許出願・付与件数

ラテンアメリカ NIEs といわれるアルゼンチン、ブラジル、メキシコの3カ国とアンデス諸国の特許出願・付与件数を比べると、大差がある(表2参照)。後者は前者に比べて技術後進国であり、かつ、特許権者にとって厳しい内容をもつ共通特許法の採用によるものと考えられる。しかし、過去20年間の内国人による出願件数からみて、発明活動は活発になってきてはいない。このことは、これらの国の研究開発支出の対 GNP 比の低さからも察せられる(表3参照)。

ここでは紙数の関係上、出願・付与件数を各国ごとに検討することは省略するが、この数字から次のようなことがいえよう。

特許出願件数はラテンアメリカ各国の特許法の改正により激減ないし停滞している。この特許法の改正は外資・技術導入規制策と密接に結びついてい

表2 ラテンアメリカ諸国の特許出願・付与件数(1969, 1979, 1989年)(上段は出願数, 下段は付与数)

内外人 区分 国名	1969年 <sup>(1)</sup>			1979年 <sup>(2)</sup>			1989年 <sup>(3)</sup>			1985~89年の年平均件数 <sup>(4)</sup>		
	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計	居住者	非居住者	合計
アルゼンチン	1,830 2,303	5,500 7,504	7,330 9,812	1,314 1,244	3,168 2,131	4,482 3,375	1,182 510	2,656 1,167	3,838* 1,677	— 517	— 1,145	— 1,662*
ブラジル	3,920 1,098	6,564 2,477	10,943 4,835	1,958 175	6,644 1,408	8,602 1,583	2,323 474	8,712 3,036	11,035 3,510	2,187 460	7,328 2,660	9,515 3,120
メキシコ	823 412	7,404 5,129	8,227 5,541	692(34) 236(49)	3,793(655) 1,790(617)	4,485(689) 2,026(666)	866(109) 204(10)	3,875(58) 1,947(117)	4,741(167) 2,288(127)	760(86) 138(10)	3,591(144) 1,774(242)	4,351(230) 1,912(252)
ボリビア	20 20	181 173	201 193	— —	— —	— —	4 4	54 52	58* 56	— —	— —	— —
コロンビア	151 82	1,118 839	1,269 921	45 36	375 808	420 844	90 63	516 599	606 662	76 26	462 352	538 378
エクアドル	38 8	239 50	277 58	23 7	147 103	170 110	26 3	94 67	120 70	25 6	93 82	118* 88
ペルー	60 31	740 551	800* 582	82 31	280 300	362* 331	53 19	194 135	247* 154	49 25	202 217	251* 242
ベネズエラ	214 45	2,018 718	2,232 763	192 39	1,923 621	2,115 660	183 21	1,184 183	1,367 204	251 47	1,333 900	1,584* 947

\*は下記のように表示年とは異なっている。

(注) (1) ペルーは1972年。

(2) メキシコの( )内数は発明証, ペルーは1980年。

(3) アルゼンチン, ボリビアは1984年, ペルーは1988年。

(4) エクアドルは1985年, ペルーは1989年, ベネズエラは1988年を除く4年間の平均数。アルゼンチンは1985年と1989年を除く3年間平均。

アルゼンチン, ボリビア, ベネズエラの出願, 付与件数に含む確認特許件数は不明である。なお, 入手できない年は一で表記。

(出所) WIPO Statistics, 各年版。

表3 ラテンアメリカ諸国の研究開発(R&amp;D)支出

	(%)						
	アンゼンチン 1988	ブラジル 1985	メキシコ 1984	チリ 1988	コロンビア 1982	ペルー 1984	ベネズエラ 1985
対GNP比	0.5	0.4	0.6	0.5	0.1	0.2	0.3
資金源構成比%							
政府	85.0	66.9*	14.9	70.4**		48.0	
生産企業 (特別資金含む)	8.0	19.8*	0.9	18.2		27.2	
外国	2.0	5.3*	1.5	3.3		21.0	
その他	5.0	8.1*	82.7	8.1		3.8	

\*1982年。 \*\*軍事・国防R&D支出含まず。

(出所) UNESCO, *Statistical Yearbook*, 1990, pp.5-53, 5-109, 5-110より作成。

たので、外国からの特許出願件数が特に減となった。しかし、ブラジルのそれがメキシコほど激減しないのは、改正特許法の規定が他のラテンアメリカ諸国のものに比べて特許権者にとって規制が幾分緩いのと、外国からの直接投資も1970年代を通じて他国より活発であり<sup>(29)</sup>、かつ、その投資が先端技術分野になされているためであるといつてよいだろう。

1980年代後半から外資・技術導入規制の大幅な緩和、先進国型特許法改正(案)の成立などによる投資環境整備により、外国からの特許出願が特にメキシコ、ブラジルでは大幅に増えるだろう。内国出願も従来の外国技術の導入管理政策から自主技術開発政策を強化する方向に進めば発明活動も活発になり増大すると思われる。

### Ⅲ 特許法の変容——メキシコ法を中心に

1980年代の後半から90年代の初めにかけて、ラテンアメリカ諸国の特許・技術移転政策は大きな転換を見せてきている。すなわち、前述のような特許の保護レベルの低い法律から、先進国法との調整を考慮した法律を制定する

方向にある。

また、国際的レベルでは現行パリ条約、WIPO 特許制度調和条約案および GATT・TRIP 交渉における国際ルール案と自国法との調整をはかることである。さらに、米国との密接な経済・通商関係にあるラテンアメリカ各国は、同国との知的所有権保護に関する二国間交渉で、最終的には特許法の改正に合意せざるを得なかったといえよう。

具体的には、特許法の実体規定に関する特許対象の拡大、特許発明の実施要件の緩和、強制実施権の許与要件の厳格化、特許権の失効規定の緩和、公益のための特許利用の縮小、特許存続期間の延長、発明証制度の廃止（メキシコ法）などの項目について、特許法を改正しようとしたことである。

すでに述べたように、1991年6月に成立したメキシコの工業所有権を促進し保護する法律（特許法）や、ブラジルの1991年4月に議会に提出された工業所有権法典（特許法）案は、先進国型の特許法で従来の特許法のあり方を大幅に修正するものである。ここでは上記に述べた項目を中心に、特許法の変容をメキシコを中心に考察しようとするものであるが、まず、ラテンアメリカの特許法の国際的調整、医薬特許政策の新展開について簡単に述べることにする。

## 1. 特許法の国際的調整

ラテンアメリカ統合連合（ALADI；ALALCの後身）<sup>26)</sup>の加入11カ国のうち、パリ条約の加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、およびウルグアイとチリ（この2国は本稿では除外）である。ブラジルは、発展途上国のためにパリ条約が改正されるまでは同条約への加盟を差し控えるべきであると主張し<sup>27)</sup>、発展途上国のためのパリ条約改正（案）の成立にむけて積極的に行動してきた。また、WIPO 特許制度調和条約案および GATT・TRIP 交渉における国際ルール案作成会議の場で ALADI を代表して先進国型の同案作成には反対の立場をとってきた<sup>28)</sup>。しかし、1991年メキシコ新法や1991年ブラジ

ル法典(案)を見る限りは、これらの国は先進国側の提案に歩調をそろえたことになる。

メキシコの他にもチリは1991年(Augusto Pinochet 政権期)に新工業所有権法(特許法)を成立させたが、同規則が承認されていないので同法はまだ施行されていない<sup>69)</sup>。また、ベネズエラでも工業所有権法(特許法)改正案は1990年に議会へ提出されているが、医薬特許に対する強い反対があり、成立までには時間がかかりそうである<sup>69)</sup>。これら4カ国以外ではアルゼンチンとコロンビアはアメリカとの二国間通商交渉で特許保護の強化を要請されており、前述のように改正法の動きはあるがまだ実現していない。

米国は、ラテンアメリカ諸国ではアルゼンチン、コロンビア、ブラジル、チリ、ベネズエラおよびメキシコの6カ国に対して特許法の欠陥を指摘し、改善を求めたが、特に医薬特許保護の強化を要請した。次節で、ラテンアメリカ諸国の医薬特許政策について簡単に触れておく。

## 2. 医薬特許政策の新展開

ラテンアメリカ諸国の特許法では医薬に対する物の特許は認められていないが、多くの国でその方法の特許は付与される。しかし、ブラジル、エクアドル(1985年の改正法により付与)、メキシコ(1976年法)法では両者とも医薬に対して認めなかった(表1参照)。ただし、メキシコでは1991年新法で廃止された発明証が医薬の方法の発明に対して与えられていた。

また、アルゼンチンでは医薬に対する方法の特許は付与されるが、その特許の方法が当該医薬を製造する唯一の方法であることが立証されたときは、その方法の特許は物自体の特許と等しくなるから方法の特許は付与されないこともありうる<sup>81)</sup>。

上記のブラジル、エクアドル、メキシコでは、特許法改正前も医薬に対する物の特許は認められていなかったが<sup>82)</sup>、このことは多くの先進国と同様であった。しかし、その後、医薬特許(以下、特に言及しない限り物の特許をいう)

は多くの先進国で認められるようになったのだが<sup>63</sup>、これとは反対に、多くの発展途上国はそれを承認しないか、またはそれに対して厳しい規制を設けた<sup>64</sup>。

このような医薬特許に対する相反する状況は1980年代後半には徐々に変化していった。すなわち、米国との二国間交渉の結果、アジア NIEs（韓国、台湾）、ラテンアメリカ NIEs（メキシコ、医薬特許検討中のアルゼンチン、ブラジル、ベネズエラ）およびそれに続く国々（インドネシア、チリなど）で医薬特許が認められるようになり、先進国の医薬特許保護強化の潮流に乗る国が徐々に増えてきている。

医薬品産業は R&D 集約産業であり、その投資を回収するために特許が重要な役割を果たす。アメリカの製薬会社はラテンアメリカ医薬品市場において大きな市場占有率を占めている<sup>65</sup>。さらに、アルゼンチン、ブラジル、メキシコの医薬品産業の発展レベルは新しく、かつ応用された医薬品やその方法に関する現地研究開発を行う段階に達している。また、これらの国のレベルの1段階下にはチリ、ベネズエラがあり、発展途上国のなかではラテンアメリカ諸国の医薬品産業はレベルの高い段階に達しているのである<sup>66</sup>。

したがって、コピー製品も多く出回っており、米国その他の多国籍企業は医薬特許の欠如による損失利益を無視できなかった<sup>67</sup>。

### 3. メキシコの医薬特許政策

メキシコとチリの特許新法は医薬特許を認めたが、現在施行されているのは前者のみである。

メキシコの新法は特に医薬品産業における外国企業によって歓迎されている<sup>68</sup>。1976年メキシコ法の下では、医薬発明に対する保護は方法の発明に対して発明証のみしか認められなかった。1987年法ではその方法の特許が付与されるようになった。

発明証制度はメキシコ国内で発明を効果的に実施させるのが主目的である

から、発明証所有者は当該発明の実施を第三者が希望するときはいつでもその実施許諾をしなければならない。実施希望者は契約または裁定により実施権を取得するが、この契約は技術移転国家登録所に登録する義務があった。1976年法は医薬特許を付与せず、発明証制度の採用により第三者による医薬発明の合法的な実施を保障するとともに、その実施のための必要な技術情報を提供すべき義務を発明証所有者に課した。

このような医薬発明に対する弱い保護政策は、医薬品の輸入代替政策を推進するために採られた手段の一つであった。

輸入代替政策の面からみると、メキシコで消費される医薬品 (medicines) のほとんど全部が国内で製造されている。一方、化学製剤 (pharmaceuticals) の大半はまだ輸入されている<sup>(39)</sup>。1976年法下においては外国企業によって総生産額の75%は支配されている (1977~82年の5年間にわたり実際にシェアは変わらなかった)<sup>(40)</sup>。

しかし、現在までのところ外国企業とメキシコ企業のすみ分けはできていた。すなわち、外国企業は医薬品の生産に集中し、通常は化学製剤の必要量は輸入していた。メキシコ企業は化学製剤 (抗生物質、ホルモン、抗炎症剤など) の生産に積極的であり、かつ、公的部門という医薬市場を確保していた<sup>(41)</sup>。このような状況は1991年新法の施行後外国企業の急速な拡張により変わるだろう。このことは、新法により医薬特許が開放され、さらに、特許製品が特許権者または実施権者により輸入されている場合には強制実施権は許与されなくなったことから推察されよう。

医薬特許に対する存続期間は3年間延長される。しかし、メキシコの延長制度は米国、日本、韓国などで採用されているのとは異なり、医薬特許がメキシコ企業に実施許諾された場合にのみその延長が認められる。前者においては、その実施許諾とは関係なく医薬の登録、販売前に安全テストなどのために特許期間が損なわれるのを救済しようとするものである。

メキシコの特許存続期間の延長の条件は次のとおりである。

(1) 会社の過半数の資本がメキシコ人により所有されているものに実施権



が与えられること。

(2) 特許付与日から、または保健当局がメキシコにおける製品販売のために保健登録を認可した日のいずれか遅い日から6カ月以内に、契約により実施権が与えられること。

(3) 実施権が商工振興省に登録されること。

(4) 実施権の期間は付与日から延長期間も含めて特許存続期間消滅までとすること。

(5) 実施権は撤回できず、排他的でなく、かつ、特許権者の承諾を得て第三者に移転されるだけであること。

(6) 実施権を与えられた者が特許発明の実施を契約で合意したように行わない場合には、実施権は商工振興省によって取り消されること。

#### 4. メキシコの特許法の沿革<sup>42)</sup>

まず、メキシコ特許法の沿革を述べ、次に1903年法、1943年法、1976年法、1987年法、1991年法の主要事項について比較を行う。

メキシコは1821年にスペインから独立した。その植民地時代にはスペインの最初の特許法は制定されていなかったが、その前身ともいべき法律は1820年に成立し適用されていた。

1832年に最初の特許法が公布され、あらゆる種類の産業の発明者または改良者に与えられる排他的特権に関する法律と称された<sup>43)</sup>。

その後、1843年に命令 (decree) が制定され、はじめて、発明の実施を怠った場合には特許権は失効するという規定が設けられた。

最初の特許法が制定されてから50年以上経て1890年に発明者または改良者に対する特権特許に関する法律と称する特許法が公布された。

1903年にはパリ条約に加盟し、国内法は同条約の規定と一致するよう改正され、発明特許に関する法律が公布された。この法律には意匠特許の規定も含まれ、全121条からなっていた。1903年法では特許の存続期間は20年で5

年間の延長が可能であった。特許権の失効規定に代えて強制実施権の規定が設けられた。

1928年に法改正が行われ、特許に関する法律が公布された。特許の存続期間は特許付与日から20年ではあったが、その15年間に特許発明が実施されない場合には15年に短縮されることになった。両年法では不実施に対して裁定による実施権を許与した。

1940年頃からメキシコ経済は輸入代替工業化過程へと移行していった。本格的な工業化戦略を推進するにあたって政治経済的制度の整備が行われた。

1942年には、工業所有権に関する法律と称され、特許と商標立法を統合した法律が制定された（1943年1月施行；以下、1943年法）。1943年法では特許の存続期間は出願日から15年とされ、その期間中不実施の場合は12年間に短縮された。特許発明の不実施に対する措置と強制実施権取得手続に関する詳細な規定が設けられた。この法律は34年間有効であったが、技術と投資分野における政策と一致させるために1976年に改正された。

1976年の発明・商標に関する法律（以下、1976年法）は重要な革新的な規定を有するものであった<sup>(44)</sup>。1943年法は全277条からなっていたが、1976年法は全236条に整備された。

1976年法は発明証制度を新たに採用し、メキシコ国内での発明の実施を確保することに力点を置こうとするものであった。この制度はパリ条約にいう発明者証制度<sup>(45)</sup>（1967年ストックホルム条約で採択）とは異なるものである。発明証から生ずる権利は当該発明の独占の実施権ではなくて、第三者から申請があればその所有者はいつでも実施許諾をしなければならない。その代りに発明証所有者には当該発明の実施義務はなく、合意または裁定による実施料を受けることができる。また、第三者による実施とともにその所有者自身による実施は妨げられない。

この発明証という新しい規定の他に、従来からある規定も公益（一般公衆の利益や経済発展への寄与）の保護を重視する方向へ改正された。このことは、特許を受けることができない発明分野の拡大、特許発明の実施義務の強化、

強制実施権の許与要件の緩和、特許存続期間の短縮、特許実施許諾契約に対する規制などの規定においてみられる。

また、メキシコの経済発展のためには特許発明が国内で実施され、特許技術が移転されなければならない。これを達成するため、輸入行為は特許発明の実施とみなされないこと、強制実施権の設定を経ないで特許権の失効を可能にしたこと、強制実施権が設定された場合に特許発明実施のための情報提供を特許権者に義務づけたこと、特許発明の実施を容易にするために発明証制度を設けたこと、特許の存続期間を10年間に短縮したことなどの革新的な規定が設けられた。

1976年法は、特許権者の私的利益の保護が極めて弱められたために、技術移転を促進するというよりむしろ規制する方向に働いたのではないかと思われる。1976年法の革新的な規定はすべて先進国の特許保護強化の方向に逆行するものであった。この法律はエチェベリア政権（1970～76年）末期に成立したが、この政権は外国資本・技術への依存の軽減、すなわち、外国からの経済的自立を政策として掲げていたので、1976年法もこの政策理念が反映された結果といえる。エチェベリア政権下では、1972年に技術移転登録法（技術移転ならびに特許・商標の使用および利用の登録に関する法律）、1973年に外国投資法（メキシコの投資を促進し外国投資を規制する法律）が制定された。これらの法律、特に前者と1976年法は、技術移転に関する法として密接な関係をもつものとして政策的に立法、運用されてきた。

1976年法の下では、内国人による特許出願件数は漸減ないし停滞し、外国人によるものは総体的には大幅に減少した<sup>49</sup>。このことから、1976年法にもとづく特許制度が新技術開発研究の発展や特許技術の導入<sup>49</sup>に大きく寄与したとは思われない。

1982年8月に表面化した対外累積債務危機の直後にデラマドリ政権（1982～88年）が成立した。この政権下では、経済危機を打開するために従来国内産業保護政策から対外経済開放政策に踏み切った。外資・技術移転・特許政策も従来厚い保護的性格は薄められた。1976年法は1986年12月29日改正

され、1987年1月17日に公布された（以下、1987年法）。

1987年法では、1976年法の革新的な規定の多くが修正された。1976年法全体では実体規定の62条が改正され、若干の追加規定がおかれた。改正された主な規定は次のとおりである。特許を受けることができない発明分野の縮小、発明証のみの対象分野の大幅な縮小、不実施による特許権の失効に対する要件の緩和（強制実施権設定後のみ失効）、強制実施権者に対する特許権者による情報提供義務の緩和、特許の存続期間を14年に延長した。

なお、特許対象分野に対しては、直ちに特許を受けることができる発明と10年以内のものとの分けられる。たとえば、前者は医薬の方法特許であり、後者は医薬特許である。

デラマドリ政権に続くサリナス政権（1988～94年）は、国際競争を前提とした開放経済政策をさらに強化する方策をとった。国家開発計画89～94年の部門計画となる産業・貿易近代化計画90～94年のなかで、技術革新の推進を目標の一つに掲げた。

技術革新のためには技術移転を容易にする必要がある。まず、1990年1月に技術移転登録法規則を全面的に改正し、ロイヤルティ支払い制限の徹廃、技術移転契約登録の簡素化などがはかられた（同法は1991年法で廃止）。

さらに1991年6月に1987年法を改正し、特許の保護水準を先進国法並みとした。

なお、メキシコは1986年にGATTに加盟し、1987年には米墨貿易・投資通商交渉枠組協定に調印した。この協定において即時行動計画として合意された事項に、知的所有権の保護強化が含まれていた<sup>48</sup>。メキシコは1976年法の改正法である1987年法を施行していたにもかかわらず、米国の対メキシコへのGSP（一般特惠関税制度）の適用は、知的所有権の保護が不適切であるとして停止された<sup>49</sup>。また、1988年米国包括通商法のスペシャル301条の規定にもとづき、前述のようにメキシコは知的所有権保護欠如を理由として監視リストに掲げられた。

米国は、1987年法における医薬特許保護の10年間の留保条項の廃止、特許

存続期間のさらなる延長などを含む特許法の改正を要請した。このような二国間交渉を契機として、先進国型の特許法制定の時期が早められたといえる。また、サリーナス政権は米加墨による北米自由貿易協定の締結には積極的である。現在検討されている条約案の枠組みには知的所有権も含まれていることも新法成立に影響しているだろう。

1991年6月に成立した法律の正式名称は「工業所有権を促進し、保護する法律」という。なお、この法律は技術移転登録法を廃止しているので(1991年法2条Ⅱ経過規定)特許実施許諾契約などは今後は商工振興局に登録するが、これは第三者に対して法律効果を発生させるためである(同法63条)。1991年法は227条と経過規定からなっているが、特許保護を強化し、特許権者の私的利益の保護に重きを置いて改正された。このことは、1976年法の理念とは相容れないものである。

1991年法の注目すべき改正点は次のとおりである。特許対象となる発明の範囲の大幅な拡大(飲食物、医薬、化学物質などは特許対象の発明となる)、発明証制度の廃止、特許製品が輸入されている場合には強制実施権の許与がなされないこと、特許の存続期間を20年間とし、3年間の延長を可能にしたこと、不実施による特許権の失効規定のパリ条約との調整、合法的に流通に置かれた特許製品の並行輸入を可能にさせる規定を設けたことである。

##### 5. メキシコの新旧特許法の比較検討

ここでは、1903年発明特許法、1943年工業所有権法、1976年発明商標法、1987年同改正法、1991年工業所有権の促進・保護法に関して主要項目について比較検討を行う。なお、法律の呼称に関しては、1903年法、1943年法、1976年法、1987年法、1991年法とする。

これらの法律については上述の特許法の沿革で述べたが、ここでも簡単に比較検討のために取り上げた理由について触れておこう。1903年法はパリ条約加盟のため国際的調整がなされた法律であること、1942年法は輸入代替工

表4 メキシコの新旧

特許法 <sup>(1)</sup> 制定年(施行日) (改正年)	特許対象とならない 発明 <sup>(2)</sup> (飲食物, 医 薬, 化学物質)	特許発明の実施			
		実施義務	実施定義	実施報告 (開始日から)	輸入行為
1903年法 (パリ条約加盟年) (1903年10月1日) 全121条	化学的製品 (3条)	3年以内 (19条) (実施を 強制しない)			
1943年法 (1943年1月1日) 全277条	化学的製品 (6条) <sup>(3)</sup>	3年以内 (55条)		1カ月以 内(54条)	
1976年法 (1976年2月11日) 全237条	飲食物, 医薬, 化学 物質と方法の特許。 しかし, 方法の特許 に代えて発明証により 保護される (10条)	3年以内 義務明記 (41条)	有(41条)	2カ月以 内(42条)	実施とみ なさない (43条)
1987年法 (1987年1月17日) 全237条	医薬, 化学物質, 動 物用飲食物, バイオ テクノロジーの方法 は10年以内に特許さ れる。人間用飲食物 は発明証の対象のみ (10条)	3年以内 義務明記 (41条)	有(41条)	2カ月以 内(42条)	実施とみ なさない (43条)
1991年法 (1991年6月28日) 全227条	発明証制度廃止 (第 9経過規定)(人体を 構成するすべての生 命体) (20条)	3年以内 (特許付 与日) 4 年以内 (特許出 願日) (70条)	有(25条)		強制実施 権許与せ ず(70条)

(1) 特許法の名称: 1903年法は発明特許法, 1943年法は工業所有権法典, 1976年法は

(2) 明記していないときは方法の特許は受けることができる。

(3) 化学的製品の対象は実務上合金, 化学物質, 医薬用途の化学物質と混合物, 医薬  
(注) 空欄は規定なし。

(出所) 注(1)の各年法により作成。

特許法比較

特許発明の不実施に対する制裁			公共の利益のための特許利用		存続期間 (起算日)	排他的権利の制限
強制実施権 (不実施による取消)	権利失効	存続期間 短縮	実施権	収 用		
3年(出願日) (19条), 実施権 による純益の半 分の支払(25条), (2年後取消, 29 条), 特許権者2年 後取消可(28条)				公益のため(38条)	20年(法定 日=出願日) (11, 15条) 5年延長可 (18条)	
3年(出願日) (55条), 実施権 による純益の半 分の支払(61条), (6年後取消, 60 条), 特許権者2 年後取消可(66 条)	不実施は 権利失効 とならない (53条)	最長15年 を12年間 とする (41条)		公益のため(73条)	15年(出願 日)(38, 40, 41条)	
3年(付与日) (50条), (2年後 取消, 54条), 情報提供義務 (57条)	4年(付 与日) (48条)		公衆衛生, 国防その 他の公益 上(56条)	公益, 国 防上(63, 64条)	10年(付与 日)(40条)	輸入する 権利を付 与しない (37条)
3年(付与日) (50条), (2年後 取消, 54条), 情報提供義務 (57条)	強制実施 権許与後 2年 (48条, 規則42条)		公衆衛生, 国防その 他の公益 上(56条)	公益, 国 防上(63, 64条)	14年(付与 日)(40条)	輸入する 権利を付 与しない (37条)
3年(付与日) または4年(出 願日)(70条), (2年後取消, 75条)	強制実施 権許与後 2年 (73条)		国家非常 事態, 国 家安全保 障(77条)		20年(出願 日)(23条), 3年延長可 (医薬特許 の実施許諾 の場合)	並行輸入 可(22条)

発明・商標法, 1991年法は工業所有権の促進・保護法である。

品, 飲食物, 肥料, 殺虫剤などであった。

業化戦略への移行期に採用された法律であること、1976年法は外国からの経済的自立政策の理念を反映させた法律であること、1987年法はGATTに加盟し経済の対外開放に向けて1976年法を改正した法律であること、1991年法は先進国並みの特許保護の強化により国際通商摩擦を回避し、開放経済体制下で国際競争力のある産業の育成のために高度新技術の導入を容易にしようとするものである。これらの法律を主要な実体規定に関して比較することによってメキシコの特許法の変容を捉えることができるだろう。

特許法の実体規定のうち先進国法との国際的調整において重要な規定は、特許対象とならない発明、特許の存続期間、特許発明の実施義務または実施強制（実施の定義、強制実施権の設定、特許権の失効）、公共の利益のための特許利用（これらの項目は第3章で言及している項目と基本的には同じ）といえるので、これらの項目に従って検討する（メキシコの新旧特許法比較は表4を参照）。

#### (1) 特許対象とならない発明

ここでは、物質特許（飲食物、医薬、化学物質の物の発明に対する特許）を中心に述べる。

1903年法と1943年法では化学的製品に対しては特許を付与することはできないが、その製品を製造する方法の発明は特許対象となった（各法における参照条文は表4に記載）。化学的製品の対象は実務上、合金、化学物質、医薬用途を有する化学物質およびこれらの混合物、医薬品、人または動物用飲食物、肥料、殺虫剤、除草剤および殺菌剤とされた<sup>50</sup>。

1976年法では物質特許を認めないのみでなく、その方法の特許も広範囲に特許対象から除外された。すなわち、次のような分野の発明に対しては特許を認めないとする新しい規定が設けられた。(1)合金、(2)化学的製品、(3)化学製薬品（*productos quimicos, farmaceuticos*）およびその混合物、医薬品、人または動物用飲食物、肥料、殺虫剤、除草剤、殺菌剤、(4)化学的製品の混合物（*mezclas de productos quimicos*）および合金の製造方法と、(3)でいう物および混合物（*producto y meglas a que se refiere el literal anterior*）の工業的製造方法、改良



または応用方法。ただし、(2)でいう化学的製品の新規の工業的製造方法および新規の工業的使用方法については、特許が認められる。(5)核エネルギーおよびその安全性に関する発明、(6)公害防止装置および器具ならびにそれらの製造、改良、応用方法、(7)動植物の変種およびその生産のための生物学的方法。

上記の(4)~(6)にあげられている発明については、発明証として登録をうけることができる。しかし、これらの化学物質の特許性を認めないとする規定は先進国法の動向に逆行するものであった。というのは、1958年リスボンで開催されたパリ条約改正会議で化学物質の特許性について同盟各国の同意を得られなかったものの、次のような決議がなされた；本会議は同盟各国に対して、各国がその国内法制において新規化学物質の特許の保護を規定することの可能性を検討することを勧告する。

この決議後、多くの先進国法で化学物質の特許性が認められた経緯があった<sup>51)</sup>。

メキシコでは1987年法において10年以内に実現するという条件の下に特許を受けることができない発明の対象を大幅に縮めた。

1987年法施行と同時に特許対象とされたものは次のとおりである。(1)合金の製造方法、(2)化学的製品の混合物、化学製薬品およびその混合物、医薬品、動物用飲食物、肥料、殺虫剤、除草剤、殺菌剤の製造方法、(3)公害防止装置、器具およびそれらの製造、改良、応用方法、(4)核エネルギー。ただし、国家安全保障に影響を与えない場合に限られる。

1987年法施行後10年以内に特許対象とされたものは次のとおりである。(1)次の生産物に対するバイオテクノロジーの方法；医薬化学品、一般医薬品、動物用飲食物、肥料、殺虫剤、除草剤、殺菌剤または生物学的活動を伴う生産物、(2)動植物の品種または変種を得る遺伝子工學方法、(3)化学的製品、(4)化学製薬品、一般医薬品、動物用飲食物、肥料、殺虫剤、除草剤、殺菌剤および生物学的活動を伴う生産物。

1987年法は発明証制度を存続させたが、発明証のみによって保護される発

明分野を大幅に縮小し、次の分野を発明証のみによる保護の対象とした。(1)人間用飲食物の製造方法、(2)上記のバイオテクノロジーの方法。

バイオテクノロジーの方法は、上記で述べたように、10年以内に特許による保護が与えられる発明となるが、人間用飲食物の製造方法は、10年後の1997年以後も特許の対象とはされない。

1987年法により特許を受けることができない発明分野は、上記の10年以内に特許に開放されるものを除くと次のとおりである。(1)動植物の品種または変種およびそれらの生産のための本質的に生物学的な方法、(2)合金。ただし、合金を製造する新規な方法は除かれる。(3)人間用飲食物およびそれらを製造または加工する方法、(4)核エネルギーおよび安全保障に関する発明、(5)既知の発明の単なる配置など、(6)ある産業分野で既知または使用の発明の他の産業分野での応用または使用など、(7)発明の公開または利用が法、公共政策、健康、環境保全、公共の安全、道徳または慣行に反する発明。

1991年法では発明証制度が廃止され、1987年法で特許を受けることができない発明または10年以内に特許対象とされていた発明に対して特許による保護が与えられることになった。特許により保護されるようになった発明分野は次のとおりである。(1)合金、(2)人間用飲食物、(3)植物変種、(4)微生物に関する発明、それを使用する発明(すべてのタイプの微生物を含む)、(5)次の物を得るバイオテクノロジーの方法；医薬化学品、医薬品、人間および動物用飲食物、肥料、除草剤、殺菌剤ならびに生物学的活動を伴う生産物、(6)化学的製品(製薬を含む)。

1991年法において特許を受けることができない発明分野は次のとおりである。(1)植物、動物またはその変種の取得または再生のための本質的に生物学的な方法、(2)植物の品種、動物の品種および育種、(3)自然界に存在する生物体、(4)遺伝物質、(5)人体を構成する生命体のすべてに関する発明。

## (2) 特許の存続期間

1903年法では特許の存続期間は法定日(特許出願日、特許付与日とみなす)

から20年であるが、5年の延長が可能であった。しかし、延長申請日の直前2年間は間断なく特許発明を実施したことを立証しなければならなかった。1943年法では特許出願日から15年であるが、この期間中に特許発明がメキシコで工業的に実施されない場合には12年に短縮された。ただし、短縮が不可能なことまたは実質的に困難なことが国家経済局に対して証明された場合は除かれた。

1976年法では、その期間の起算日を出願日から特許付与日（特許証発行日）とし、その日から10年とした。さらに、1987年法では特許付与日から14年へと延長した。1991年法ではその起算日を出願日に変更し出願日から20年としたが<sup>52)</sup>、医薬特許に対して3年の延長を可能とした。このような存続期間は先進国法の動向に合わせたものである（前述）<sup>53)</sup>。

### (3) 特許発明の不実施に対する制裁措置

#### (i) 特許発明の実施義務

特許発明の実施義務が明記されたのは1976年法からである。1903年法では特許発明の実施は強制されないと定められていた。1943年法では不実施は特許権の喪失をきたさないと定められた。しかし、メキシコで特許発明が最初の12年間実施されない場合は、特許の存続期間は3年間短縮された（前述）。

特許発明の実施報告義務については1903年法には規定されていない。1943年法では実施開始日から30日以内、1976年法、1987年法では2カ月以内に報告義務があった。1991年法ではこのような規定はない。これは、実施を強制する方法としての強制実施権や特許権の失効の規定が緩和されたので、もはやこれらの義務を明記する必要がないからであろう。

#### (ii) 特許発明の実施と不実施の態様

特許発明の実施の定義は、1903年法と1943年には定められておらず、1976年法ではじめて設けられた。実施の定義は1976年法と1987年および1991年法では大きく異なっている。前二者では、特許発明の実施（*explotación*）とは、

特許製品の製造または特許方法の永続的使用をいうが、それは特許権者、その承継人または実施権者によって有効な工業的实施にみあう規模で、品質および価格に関して満足すべき条件でなされなければならないと定められた。また、特許製品または特許方法により製造された物の輸入は、実施とみなしてはならないとされた。

1991年法では、実施行為を拡大した。すなわち、実施とは、特許権者によってメキシコ国内で行われた特許方法の使用、特許製品の製造および販売または製造および取引 (comercialización) をいう。実施に輸入行為が含まれるとは明記されなかったが、輸入行為があれば強制実施権の許与はなされない(後述)。なお、実施権者による実施は特許権者によりなされたものとみなされる。

特許権は、特許権者に特許発明を実施する排他的権利を付与するものである。この規定はここで述べるすべてのメキシコ法に共通するものであるが、1976年法と1987年法では実施と輸入行為との関係を明確にするために別の規定が設けられた。特許権は特許製品または特許方法によって製造された物を輸入する権利を付与するものであってはならないとされた。1991年法は上述のことから明らかなように、このような規定はない。

ただし、1991年法には次の特許権の効力は及ばないとする規定が新設された；特許製品または特許方法により製造された物が合法的に取引に置かれた後それらの製品を取引、購入または使用する何人に対しても効力を発生しない。これらの行為は行政上の侵害を構成しない。

しかし、並行輸入はどのような場合に認められるのかは明らかではない。この法律の商標権の効力の制限の規定において並行輸入を認める条件は規則の定めるところによるとされているので、特許に関しても今後明らかにされよう(92条Ⅱ参照)。

特許発明の不実施または不十分な実施の態様について広範囲に定めたのは、1976年法からである。

1976年法では次のように規定している。

- a 特許発明が実施されていないこと、

- b 特許発明の実施が継続して6カ月間中断されたこと、
- c 特許発明の実施が国内市場を満たしていないこと、
- d 輸出市場が特許発明の実施によって充足されておらず、かつ、輸出のために特許発明の実施に関心を示すものがあること。

1987年法では、bについて但し書きが設けられ、周期的、季節的生産における特許発明の実施の中断期間の算定方法が明記された。

1903年法と1943年法には上記cとdの規定はなく、bについては前者は3カ月という短い期間であった。ただし、1943年法ではaについて特許発明が不適切または不十分に実施されていることという規定が設けられていた。不適切または不十分な実施とは、1976年法のcとdに相当するといえる。

なお、名目的実施については1943年法の下では認められていた。これは、新聞にライセンスの提供を定期的に公示するという方法で行われた。しかし、名目的実施の慣行は1970年代には認められなくなり、特許権者は実施に際して特許製品に対するメキシコの需要を十分満たすことを求められた<sup>64</sup>。

1991年法には特許発明が実施されないこと以外は明記されていない。

### (iii) 強制実施権の許与

特許発明の不実施または不十分な実施を理由とする場合には、特許付与日または出願日から3年経過後で、かつ、上記の不実施の態様の一つに該当するときは何人も強制実施権の許与を請求できる。1903年法と1943年法では不実施の起算点は法定日（出願日）であるが、1976年法と1987年法では付与日である。1991年法では特許付与日から3年または出願日から4年のいずれか遅くなる年の経過後に強制実施権の許与を請求できると定めた。この規定はパリ条約の条文（5条A4項）に合わせたものである。

強制実施権の許与要件については、1976年法では詳細な規定が設けられた。ここでは各年法の異なるところを述べる。

1903年法と1943年法では、強制実施権者は特許発明の実施により得た純益の半額を特許権者に引き渡すことを義務づけられた。また、強制実施権は非

排他的なものであったから、特許権者またはその他の者が工業的に特許発明を実施することができた。この実施をしている場合には、強制実施権許与後2年経過した後は、特許権者はその実施権の取消しを求めることができた<sup>69)</sup>。

このような強制実施権者にとって厳しい条件は、1976年法では規定されなかった。むしろ、強制実施権者が特許発明の実施を容易にするような新しい規定が設けられた。

すなわち、特許権者は、特許明細書に記載されている情報のみでは発明の実施をするのに十分でないときには、強制実施権者に対して当該発明を実施するために必要な情報を提供しなければならないとされた。また、この情報提供とは別に、特許権者以外の情報源から当該特許発明の実施に必要な技術情報を自由に入手できるが、このことにより当該実施権は取り消されないと定められた。特許権者は情報の提供を怠るときは特許は取り消されると定められていたので、特許権者にとっては1976年法の規定は厳しいものとなった。

実施料その他の実施条件については、技術移転法により規制されていたので、強制実施権者は上記二法のような厳しい条件を課せられることはなかった。

1987年法では情報提供の範囲は特許明細書に記載されている情報の提供だけすればよいとされたが、その他の規定は1976年法の定めるとおりであった。

強制実施権者は特許発明の実施を一定期間内に開始し、また継続して一定期間にわたり実施を中断してはならないとされた。1903年法では実施権許与の決定日から2カ月以内に実施を開始し、継続して2カ月以上実施を中断してはならなかった。1943年法では6カ月以内の開始、3カ月以上の中断となっていた。しかし、1976年法では2年以内の開始、6カ月以上の中断とし、それぞれの期間を大幅に延長して強制実施権者による実施が容易になるように配慮された。1987年法の規定は1976年法と同様であった。1991年法では2年以内の開始のみが定められている。これらの期間を遵守して実施されないときは、強制実施権は取り消される。

1991年法では、特許権者が特許発明の不実施について、理由を正当化した

場合には強制実施権は許与されないことが明記された。また、特許権者または実施権者が特許製品または特許方法によって得た製品を輸入している場合には、強制実施権の許与はなされないという規定が新設された。したがって、実施権者の輸入行為でも認められるので、強制実施権が許与される機会は少ないと思われる。さらに、最初の強制実施権が許与される前に、特許権者は特許発明を実施する機会が与えられる。この実施する期間は、強制実施権の請求の通知が特許権者になされた日から1年以内とされる。この規定も新設されたものであるが、1976年法と1987年に比べて、1991年法の規定は特許権の保護を強化して自発的に特許発明を実施させようとしていることがうかがえる。

上述のことから、強制実施権者に対する実施強制は緩和されてきたことが分る。

#### (iv) 特許権の失効

特許発明の不実施に対して特許権の失効規定を設けたのは、1976年法からである。1943年法では、特許発明の不実施は特許権の喪失をきたさないと定められていた。

1976年法は、特許付与日から4年間特許発明が実施されない場合には、特許権は失効すると定めた。すなわち、特許発明の実施は特許付与日から3年以内に開始しなければならない。この期間が経過し、かつ、1年以内に特許権者が実施を開始しなかった場合、または強制実施権に対する申請がなされなかった場合には特許権は失効するという規定が新設された<sup>66)</sup>。なお、不実施について正当化する機会を与える規定はなかったが、実務上は与えられていた<sup>67)</sup>。この強制実施権の設定を経ない特許権失効規定は、パリ条約(5条A3, 4項)に抵触しているとして裁判で争われた。裁判所は、強制実施権が実際に設定された後のみ特許権の消滅の宣言を認容することがパリ条約の意図していることではないと判示して、1976年法の規定を認めた<sup>68)</sup>。

現行パリ条約に抵触する規定の問題は、1987年法により解決された。すな

わち、特許権は最初の強制実施権の許与日から2年以内に失効すると改正された。ただし、特許発明の実施が特許権者により証明される場合は除かれる。

しかし、この規定は文字どおり解釈すると、まだパリ条約の規定に抵触していると考えられる。同条約は、特許権の消滅または特許の取消しのための手続は、実施権の最初の強制的設定の日から2年の期間が満了する前には開始することはできないと規定している。1987年法は2年以内に特許権失効手続が開始されるのか否か明確ではない。

このことを明確にするために、1987年法規則（以下、1988年規則）は次のように定めた；強制実施権の受益者は、強制実施権の許与日から2年以内に実施許諾された特許発明の実施開始の証拠を提出する義務がある（1988年規則61条）<sup>59</sup>。

1991年法は、パリ条約のいう手続開始の時点に関する規定について明確に定めた。すなわち、特許権は、最初の強制実施権の許与日から2年経過後であって、次の場合には特許権の失効は行政的に宣言される。

- a. 特許権者が特許発明の実施に関する十分な証明を提出することができない場合、
  - b. 特許権者が不実施に対する正当な理由を提示できない場合。
- したがって、強制実施権が許与されない限りは特許権の失効は免れる。

#### (4) 公益のための特許発明の利用

公益を理由として、特許発明はいつでも利用されうる。1903年法と1943年法では特許発明の収用規定のみを設けていた。1976年法では、公衆衛生、国防その他公益にかかる理由があるときにはいつでも、公益のための実施権が許与される旨の規定が新設された。また、上記二法と同様に収用規定も置かれた。1987年法は1976年法と同じ規定のままであったが、1991年法では、公益実施権の概念は国家非常事態または国家安全保障の理由のために維持されると定められた。なお、収用規定はない。



## おわりに

ラテンアメリカ諸国の特許法の歴史は、英米仏など数カ国を除き多くの先進工業国のそれに匹敵するほど長い。けれども、国際特許制度の中心をなすパリ条約には、ラテンアメリカ諸国はほとんど加盟してこなかった。同条約は数回にわたり改正されたが、それは先進工業国に有利な状況で発展していった。今日の工業国は、工業化の開始時に技術発展を促進するために、また技術的立遅れを取り戻すために、特許制度を採用した。したがって、1883年にパリ条約が成立した時点での特許に対する国際的保護水準は極めて低いものであったが、その後工業国の技術発展に従い、その保護水準も次第に高められていった。

このような国際特許制度のあり方に対して、ブラジルをはじめとするラテンアメリカ諸国は反対し、先進国法とは逆行する形で特許法の改正を行った。また、アルゼンチンのように100年以上前に制定した特許法により特許の保護水準を低くとどめている国もある。

この背景には、各国が本格的に重化学工業分野で輸入代替工業化政策を推進するにあたり外国技術に大きく依存せざるを得ない事情があった。特許法の改正を通じて特許発明の国内実施を促進するために、特許発明の実施義務強化や不実施に対する厳しい制裁措置が規定された。さらに特許対象範囲の縮小、存続期間の短縮、輸入行為を実施とは認めないことなどの規定により、特許の保護水準を低くとどめ外国の特許技術の利用を容易にしようとした。

ブラジル法、共通特許法の後を受けて制定されたメキシコの1976年法は、多くの革新的な規定をもつものであった。発明証制度、強制実施権者に対する情報提供義務およびその懈怠に対する特許の取消し、強制実施権の設定を経ない特許権の失効制度などの規定を有するメキシコ法は、公益（一般公衆の利益や経済発展への寄与）を一層保護するものとなり、技術の自立化を目指

した法制の一環をなすものといえる。この法律はエチエベリア政権(1970~76)末期に成立したが、同政権の外国資本・技術への依存の軽減、すなわち、経済のメキシカナイゼーションの政策理念を強く反映した法制(1972年産業助成法, 1972年技術移転登録法, 1973年外国投資法)と密接に関連して政策的に立法、運用されてきた。しかし、総合的な技術政策の欠如、研究開発投資が活発でないこともあって、1976年法の下では内国人による特許出願件数は停滞していた。

メキシコの1976年法は10年間施行されたが、技術移転を促進するというよりは、規制する方向に働いたといえよう。1987年には、1976年法が改正、施行された。さらに、1991年には特許権者の私的利益の保護に重きを置いた新法が成立したが、これは1976年法の理念とは相容れないものである。1987年法と1991年法は、特許保護を強化し国際的調整を図り先端技術の導入を容易にしようとするものであった。このような急激な特許政策の変化の背景には、メキシコの経済・通商政策の大転換があった。知的所有権保護政策については、米国をはじめとする先進国の保護強化政策にメキシコは歩調を合せた。さらに、経済復興を目指し開放政策を推進するサリナス現政権は、北米自由貿易圏確立へ向けて北米自由貿易協定の締結に積極的に取り組んでいる。メキシコは経済発展戦略の一環として1991年法を成立させたと考えられるが、競争の下に特許政策を展開するだけでなく、早急に自主技術開発体制を確立して特許技術の取得に結びつける政策を必要としよう。

現行のパリ条約の改正を先導してきたブラジルもまた、先進国法との国際的調整を図った特許法(案)を審議中である。メキシコやブラジルの特許(知的所有権)保護政策のあり方は、アルゼンチン、アンデス・グループの特許法の改正の動きに大きな影響を与えるものと思われる。

#### [注]

- (1) 1991年1月1日現在 (WIPO, *Industrial Property*, Jan. 1991)。
- (2) 文献〔8〕の工業所有権法典案参照。

- (3) 工業所有権法, *Business Latin America*, April 23, 1990参照。
- (4) 文献〔11〕p.226。1987年5月にカルタヘナ協定委員会はアンデス共同市場の再活性化を目指して新統合協定(決定第217号, キトー議定書)を調印し, 同時に共通外資規則(決定第220号)を全面改正した。この新規則(第37条e)によると, 加盟国は地域工業所有権庁を創設して発明特許に関する研究をし, 加盟国に勧告を提出することを義務づけられている。
- (5) たとえば, コロンビアとペルーでは特許の98か99%は実施されなかったといわれる。チリ, ポリビア, エクアドルにおいても同様だと考えられる(文献〔16〕p.81)。また, アルゼンチンでは特許の5%, メキシコでは5~10%が実施されたといわれているが, 発展途上国における特許の5~10%しか実施されていないとUNCTADの報告書は概算している(文献〔5〕§277—279)。
- (6) 文献〔4〕§244。
- (7) 文献〔4〕§315。
- (8) パリ条約の最初の草案作成会議においてベルギー, イギリス, ロシア, トルコの代表団は特許発明の実施義務を条約によって廃止すべきであると主張した。この実施義務の制限に関する条約の規定は長い間論争されてきており, 条約におけるこの規定の沿革は, ある意味においてパリ条約同盟の沿革である(文献〔4〕§320)。
- (9) 決議1713 (XVI), *The role of patents in the transfer of technology to underdeveloped countries*. 文献〔5〕p.1, 文献〔1〕p.93。
- (10) 文献〔6〕pp.22-23。
- (11) 合意内容に関しては文献〔9〕p.24参照。
- (12) 1964年のBIRPI(知的所有権保護国際合同事務局)の発明に関する発展途上国のためのモデル法および1979年のWIPOの同モデル法では, 特許発明の利用(*exploitation*)と実施(*working*)とを区別して使用している。しかし本稿で取り上げた国の法律では両者の区別はなく, *explotación*は下記の実施に相当する。利用とは, 物の特許に関しては, 物の製造(*making*), 輸入, 販売の提供, 販売, 使用および販売の提供, 販売または使用のためにその物の貯蔵をいう。また, 方法の特許に関しては, 方法の使用およびその方法によって直接得られた物に関して前記の行為をすることをいう(WIPOモデル法135条)。

さらに, 特許発明の実施とは, 物の特許に関してはその物を製造することであり, 方法の特許に関してはその方法を使用することである(同134条3項)。

なお, 輸入または販売のような純粋な商業行為は実施を構成しない(同注

積 i)。また、上記の利用の語は、日本特許法（2条）や韓国特許法（2条）という実施に相当する語である。

- (13) 文献〔12〕 p. 60。
- (14) 文献〔17〕 p. 11。旧コロンビア特許法（1971年 Código de Comercio 552条 2項）は、特許製品の権限なき輸入の禁止を定めていた。
- (15) 文献〔15〕 p. 576。
- (16) 文献〔15〕 p. 577。  
 エクアドルでは、命令（Decreto）第970号（カルタヘナ協定委員会決定第85号の適用のための規則）第21条で特許の実施権者は特許製品の第三者による輸入を阻止することができるものと定めている（文献〔17〕 p. 120）。
- (17) WIPO モデル法作成のための Working Group には、アルゼンチン、ブラジル、メキシコは専門家を派遣し、アンデス・グループはオブザーバーとして参加している。
- (18) 利用行為に輸入行為を含めることは、一般的に次のような行為を特許権者にさせることを可能にさせる；特許権者が特許発明を実施しないこと、特許権者が輸入の排他的権利をその国の国家利益に反するように使用すること（たとえば、非常に高い販売価格を設定すること）、特許権者自身が輸入していない場合でも他人による輸入を阻止できること（モデル法135条注釈 d）。
- (19) 1971年ペルー特許法では、特許発明の実施開始について発明実施国家登録簿にその発明の登録申請を義務づけていた（同法60条 e）。
- (20) 文献〔18〕 p. 1155。
- (21) 現行コロンビア法では強制実施権は独占的性質を備えず、かつ、強制実施権者に特許製品を輸入する権限を与えるものではないと定めている（同法34—商法典558条 3項）
- (22) WIPO のモデル法、第 4 章非自発的实施権（147～155条）注釈 g。
- (23) コロンビアでは、軍事上の利益に関する発明を除外するのにこの規定がかつて一度使用されたことがある（文献〔15〕 p. 586）。
- (24) 輸入・確認特許制度はこれら 3 カ国の他に多くのラテンアメリカ諸国で採用されている。なお、導入特許は発明者またはその承継人でない者による出願であって、対応国の特許にいかなる意味においてもとづかない特許をいう（文献〔10〕 1125ページ）。
- (25) 文献〔19〕 4 ページ第 1, 2 図。
- (26) ALADI 加入国はアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラおよびチリ、ウルグアイ、パラグアイである。

- (27) 文献〔1〕 p. 93。
- (28) 同条約案作成のための専門家委員会の各会期の報告は *Industrial Property* に所収されている。第1会期報告は同誌1985年、p. 267以下に所収。また、TRIP交渉については『不正商品問題概論』、発明協会、562ページ参照。日本経済新聞、1987年11月29日。
- (29) 工業所有権法規則の Comptroller による承認のデッドラインは1992年3月までではないが、同法の施行は早くて1991年の終りに近くとなろう (*Business Latin America*, 1991年6月3日, ILT CHILE, 1991年3月)。
- (30) ベネズエラでは過去15年間に4つの1955年法改正案が提出されたが、その成立までには至らなかった。今回の改正案に対して、医薬業界 (71 pharmaceutical labsのうち31は多国籍企業の子会社で改正を支持)のうち内国企業はその成立に反対している (*Business Latin America*, 1990年4月23日, ILT VENEZUELA, 1990年10月)。
- (31) 文献〔12〕60ページ。
- (32) 1945年ブラジル法, 1943年メキシコ法, 1928年エクアドル法では医薬方法特許を認めていたが、ブラジルでは1969年旧法で、エクアドルでは1977年命令951号で方法の特許を廃止した。
- (33) 特許法の医薬に対する特許保護の採用年: 1949年-イギリス, 1960年-フランス, 1968年-ドイツ, 1976年-日本, 1977年-スイス, 1978年-イタリア, スウェーデン (文献〔20〕, p.82)。1986年-韓国, 台湾。
- (34) 1980年時点で医薬特許を付与していない国のリストは文献〔13〕p.30および1988年時点のものは文献〔24〕Appendix 2-1を参照。たとえば、フィリピンでは医薬特許は認められているが、特許付与後2年経過後は医薬特許が実施されていても第三者に強制実施権が付与される (特許法第34条A)。また、インドでは医薬の製造方法の特許しか認められていないが、特許付与日から3年後はライセンス・オブ・ライトの標記がなされたものとみなされる (特許法第87条)。さらに、医薬の方法特許の存続期間は特許日から7年または特許調印日から5年のいずれか早く満了する期間である (同第53条)。この特許期間は一般特許の存続期間の半である。
- (35) 多国籍企業による全販売額におけるアメリカ会社の販売額のシェアは、アルゼンチン-45%、ブラジル-50%、メキシコ-50%である (文献〔20〕第1表)。また、外国医薬品企業のマーケット・シェアは、アルゼンチン-59% (1978年)、ブラジル-88% (1979年)、コロンビア-90% (1978年)、メキシコ-85% (1980年) である (文献〔21〕第1表)。
- (36) 発展途上国の医薬品産業の発展段階を完成品の輸入製薬への依存から中間剤

の製造と現地研究開発による新薬製造までを5段階に区分して発展途上国を当てはめると、最高位の5レベルにはアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、4レベルにはチリ、ベネズエラ、3レベルにはコロンビア、エクアドル、ペルー、2レベルにはボリビアが位置する(文献〔21〕第2表)。

- (37) PMA (US Pharmaceutical Manufacturers Association) の概算によると、アルゼンチン (231.0)、ブラジル (93.8)、メキシコ (136.5) の3国でコピー医薬の販売額は年間461.3US\$millionとなっている(文献〔20〕第1表)。
- (38) *Business Latin America*, July 15, 1991。サリナス政権による今日までの多くの改革は、行政規則の修正のような手続簡素化—たとえば、技術移転登録法施行細則の改正による技術移転契約の自動承認—に関するものであったので、新しい特許保護政策を実施するために新法の形をとったことは重要なことである。
- (39) 文献〔23〕第2表。医薬品の国内消費に対する供給率(国内製造)は、1982年-98.8%、1986年-99.6%、化学製薬の同率は、1982年-42.9%、1986年-65.7%である。
- (40) 文献〔23〕p. 137, 第1表によると、1980年の数字。また、販売額からみると1974年にはトップ40の企業が国内市場の68%を満たしていたが、メキシコ人全所有企業は37位と40位を占めるにすぎなかった(文献〔22〕p. 243)。しかし、1986年にはトップ企業のランキングでは16位を占めるようになった(文献〔23〕p. 144)。
- (41) 文献〔23〕p. 141。
- (42) 文献〔25〕p. 413。特許法の沿革で言及された法律の英文名は次のとおりである。
- ・1820年スペイン法：Decree to Ensure the Property Rights of Those Who Invent, Improve or Introduce Any Kind of Industry
  - ・1832年法：Law on the Exclusive Privileges Accorded to the Inventors or Improvers of Any Kind of Industry
  - ・1890年法：Law on Privilege Patent for Inventors and Improvers
  - ・1903年法：Law on Invention Patents
  - ・1928年法：Law on Patents
- (43) 1840年頃から「産業革命」の技術を導入した工場が建設された(文献〔30〕p.16) ことから特許法の存在理由があったといえよう。
- (44) 文献〔12〕。革新的な規定の内容については127, 135ページを参照されたい。
- (45) パリ条約第4条Iで発明者証に言及している。発明者証とは、発明に対する独占的権利を国家に移譲する代りに発明者は国家から報償を受けられる法的

- 証書である。この制度はソ連において最初に採用されたものである（1919年発明規則）。しかし、1991年7月に施行された新特許法ではこの制度を廃止。
- (46) 外国人による出願件数は、外資・技術移転政策や投資環境の変化に応じて増減される側面をもつ。たとえば、1972年技術移転登録法、1973年外国投資法による規制緩和による1980年代初めの出願件数の急増およびそれに続く累積債務の発生による投資環境を反映して、件数は急減し横ばい状態となった。
- (47) 1983～88年間の技術移転総契約数14,834に占める特許技術の契約数369の割合は2.48%にすぎない（Objetos Contractuales y su Frecuencia 1983-88, Dirección General de Transferencia de Tecnología, Octubre, 1989参照）。
- (48) Mexico-United States : Framework Understanding on Bilateral Trade and Investment, Nov. 6, 1987のImmediate Action Agenda 第1項に調印日から90日以内に二国間協議開催事項の1つとして技術移転および知的所有権関係事項を掲げている。
- (49) 文献〔26〕注77, p. 688。
- (50) 文献〔27〕p. 1062の注。
- (51) 文献〔4〕§184, 文献〔32〕p.26。
- (52) メキシコでは特許出願日から付与日までの平均所要期間は6から8年であるので、実際には特許存続期間はそれほど延長されていない（文献〔31〕p.14）。
- (53) 医薬特許に対する存続期間の延長は特許法以外の法律による場合もある。たとえば、アメリカではDrug Price Competition and Patent Term Restoration Act of 1984に明記されている（文献〔34〕165ページ以下）。
- (54) 文献〔29〕p.240。1943年法の下では、最初の12年間実施されない場合には特許の存続期間は15年間から12年間に短縮されると定められていたので、名目的実施が行われた。このことは同法41条但し書きにより可能とされた。特許権者が実施が不可能であることを証明するためにこの方法を利用した。しかし、しだいに特許権者は実施不可能の主張を実証するための技術的、経済的データなどの提出を求められるようになった。
- (55) このような厳しい実施条件の下では、強制実施権の規定はほとんど利用されなかったといわれる（文献〔29〕p. 242）。
- (56) 1976年法施行後、Dirección General de Invenciones y Marcas は特許権の失効規定（48条）を1980年2月に執行した。特許発明の実施に関する情報を要求して特許所有者のすべてに質問表が送付された。送付件数2万2736のうち1951件、8.6%しか実施されていないことが判明した。不実施特許2万0785件のうち、特許を有効に保持することに特許所有者が関心がないもの、1万4133件が取り消され、8603件が有効な特許とされた。8603件のうち、メキシ

コ居住者のものは797件, 9.3%, アメリカ居住者のもの5257件, 61.1%であった。また, 不実施特許6652件のうち, 前者は149件, 18.7%, 後者は4256件, 81%であった(文献〔13〕 p. p. 21-22)。

- (57) 実務上は, 不実施について弁明宣誓陳述書を提出して特許権の失効を免れている(文献〔18〕 p. 1154)。
- (58) 文献〔12〕のメキシコの技術移転法注(9), p. 148。
- (59) 文献〔33〕 p. 187。

#### 〔参考文献〕

- [1] Aracama-Zorraquin, "The Paris Convention and the Latin American Country," *Industrial Property*, March 1975, pp. 92-99.
- [2] 相沢英孝『国際特許制度の展望』, NIRA, 1986年。
- [3] Friedrich-Karl Beier, "One Hundred Years of International Cooperation : The Role of the Paris Convention in the Past, Present, and Future," *IIC*, Vol.15, No.1, 1984, pp.1-20.
- [4] S.P.Ladas, *Patents, Trademarks and Related Rights : National and International Protection*, Vol. I, II, Harvard University Press, 1974 (翻訳書として『ラダス工業所有権法』第1巻, AIPPI・JAPAN, 1980年がある)。
- [5] 特許庁編訳『特許制度と技術移転』, 1975年。
- [6] 川田侃他編『経済発展と技術移転』, 日本国際問題研究所, 1983年。
- [7] H・P・クンツ-ハルシュタイン, 桑田三郎訳「発展途上国のためのパリ同盟条約の改訂」(『比較法雑誌』9巻2号, 1976, 113~162ページ)。
- [8] "Patentes de farmacos e alimentos podem ser reconhecidas a partir de 93 : O anteprojeto proposto pelo governo," *Gazeta Mercantil*, 3, abril 1991 (ブラジル工業所有権法典案 全228条所収)。
- [9] 特許庁工業所有権制度改正審議室「パリ条約改正問題」(『特許ニュース』, 1983年1月15日, 12~39ページ)。
- [10] 日本特許協会国際委員会「輸入・確認特許の実態」(『特許管理』Vol.37, No.9, 1987年, 1119~1132ページ)。
- [11] G.Cavelier, "Industrial Property Developments in Columbia," *Industrial Property*, July-Aug. 1990, pp.226-231.
- [12] 中川和彦/矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の経済法制』, アジア経済研究所, 1989年。
- [13] UNCTAD, *Examination of Economic, Commercial and Developmental Aspects of Industrial Property in the Transfer of Technology to Developing Countries*, 1981



- (TD/B/C/6/AC, 5/3).
- [14] Ignacio Gomez-Acebo/久木元彰訳「ラテンアメリカにおける工業所有権」(『AIPPI』Vol.20, No.5, 1975年, 15~19ページ)。
- [15] Peter Schwaiger, “Development and Current Problems of the Uniform Patent Law in Andean Pact,” *IIC*, Vol. 13, No.5, 1982, pp. 566-587.
- [16] Constantine Vaitos, “Patents Revisited : Their Function in Developing Countries,” *The Journal of Development Studies*, Vol.9, No.1, Oct. 1972, pp.71-97.
- [17] INTAL, *Régimen jurídico de la propiedad industrial en los países de la ALADI*, 1987.
- [18] 日本特許協会国際委員会「強制実施権制度の概要について」(『特許管理』Vol.33, No.9, 1983, 1145~1167ページ)。
- [19] 「ラテンアメリカの産業民営化」(『海外投資研究所報』1991年3月, 1~54ページ)。
- [20] Julio Nogués, “Patents and Pharmaceutical Drugs : Understanding the Pressures on Developing countries,” *Journal of World Trade*, Vol.24, No.6, Dec. 1990.
- [21] ECOSOC, *Transnational corporations in the pharmaceutical industry of developing countries*, 1981 (E/C. 10/85).
- [22] Miguel S. Wionczek, “Research and Development in Pharmaceuticals : Mexico,” *World Development*, Vol.11, No.3, 1983.
- [23] Wilson P. Nuñez, “The Pharmaceutical Industry,” *Foreign Direct Investment and Industrial Development in Mexico*, OECD, 1990.
- [24] Baxter, *World Patent Law and Practice*, Vol.2, 2A, Matthew Bender, 1989.
- [25] De Villafranca Andrade, “Recent Changes in Mexican Industrial Property Legislation,” *Industrial Property*, No.11, 1989.
- [26] Guy C.Smith, “The United States-Mexico Framework Agreement Implications for Bilateral Trade,” *Law & Policy in International Business*, Vol.20, 1989.
- [27] 日本特許協会「発展途上国における強制実施権制度の概要」(『特許管理』Vol.26, No.10, 1976.)。
- [28] Memorandum re New Mexican Law of Industrial Property, 28 June, 1991, BUFETE SONI Law Office.
- [29] Patrick J. Barrett, “The Role of Patents in the Sale of Technology in Mexico,” *The American Journal of Comparative Law*, Vol. 22, 1974.
- [30] T・キング著, 丸谷吉男訳『メキシコの工業化と貿易政策』, アジアを見

る眼46, アジア経済研究所, 1974年。

- [31] General Comments on the Proposed Mexican Legislation entitled, "Law for the Promotion and Protection of Industrial Property," Bufete Sepúlveda, S.C., Feb. 1991.
- [32] 特許庁総務課「工業所有権保護同盟条約改正の概要(4)」(『発明』, 昭和32年7月号, 26~33ページ)。
- [33] Horacio Rangel-Ortiz, "Revision of the Mexican Patent Laws," *IIC*, Vol.21 No.2, 1990.
- [34] Willem A. Hoyng & Florika Fink-Hooijer, "The Patent Term of Pharmaceuticals and the Legal Possibilities of Its Extension," *IIC*, Vol.21 No.2, 1990, pp.161-182.